

東村山市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり、東村山市議会会議規則（平成 10 年東村山市議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき東村山市議会に提出する。

平成 25 年 3 月 25 日提出

提出者 東村山市議会議員

奥谷 浩一

矢野 穂積

三浦 浩寿

赤羽 洋昌

石橋 光明

肥沼 茂男

保延 務

佐藤 真和

東村山市議会会議規則の一部を改正する規則

東村山市議会会議規則（平成 10 年東村山市議会規則第 1 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 一般質問における質問回数制限を廃止するため、本案を提出するものである。

東村山市議会議長 熊木 敏己 殿



平成25年 月 日

東村山市議会議長 熊木 敏己

東村山市議会会議規則の一部を改正する規則

東村山市議会会議規則（平成10年東村山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第62条第1項中「議員は」の次に「、一般質問として」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第60条の規定は、一般質問の終結について準用する。

第63条第1項中「前条の規定にかかわらず」の次に「、緊急質問等として」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第56条及び第60条の規定は、緊急質問等の質問の回数及び終結について準用する。

第64条を次のように改める。

第64条 削除

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

東村山市議会会議規則の一部を改正する規則

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 規 則

(一般質問)

第62条 議員は、一般質問として、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

3 第60条の規定は、一般質問の終結について準用する。

(緊急質問等)

第63条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、緊急質問等として、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

4 第56条及び第60条の規定は、緊急質問等の質問の回数及び終結について準用する。

第64条 削除

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

旧 規 則

(一般質問)

第62条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第63条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第64条 質問については、第56条(質疑の回数)及び第60条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。